建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和六十三年建設省告示第千三百十七号）の一部を次のように改正する。

表に次のように加える。

解体工事業	一　建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理又は一級の建築施工管理とするもの 二　技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものに限る。）とするもの

附　則

1　この告示は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

2　平成二十七年度までに実施された建設業法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理又は一級の建築施工管理とするものに合格した者についての改正後の建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（以下「改正後告示」という。）の規定の適用については、当該技術検定に合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し一年以上実務の経験を有するものを、改正後告示の表解体工事業の項第二号に掲げるものに合格した者とみなす。

3　技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものに限る。）とするものに合格した者についての改正後告示の規定の適用については、当面の間、当該第二次試験に合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該第二次試験に合格した後解体工事に関し一年以上実務の経験を有する者を、改正後告示の表解体工事業の項第二号に掲げるものに合格した者とみなす。

4　第二項及び前項の登録については、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八十三号）附則第二条第二項の表の規定により読み替えられた建設業法施行規則第十八条の三の二から第十八条の三の十六まで（第十八条の三の六第十項を除く。）の規定を準用する。

○東北地方整備局告示第二百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月十六日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新庄市大字本合海字福宮三三四五番一から同市大字升形字笹原二一二七番二まで	前	八四・三〇～一六七・〇七	一二・一六
	後	一〇三・〇九～一〇四・二四七	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十六日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市須和田一丁目一七〇番一地内	前	六一・〇〇～七一・四七	〇・〇〇七
	後	六一・〇〇～七一・四七	〇・〇〇七

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第四百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十六日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松戸市三矢小台二丁目二番一二から市川市北国分二丁目二五五〇番三まで	前	七二・一〇～七三・七五	一〇八・五三
	後	一〇八・五三～一〇八・五二四	〇〇・五二四
市川市堀之内一丁目三一五六番一から同市堀之内一丁目一四五九番四まで	前	一〇五・一二～一一三・五一	三二四・一七
	後	三二四・一七～三三八・一九	〇〇・一〇一
市川市田尻五丁目二八四番一から同市田尻五丁目二五五番一まで	前	六一・〇〇～六一・〇〇	六五・四七
	後	六一・〇〇～七〇・九四	〇〇・〇〇四三
市川市高谷二〇一八番三一から同市高谷二〇一九番四八まで	前	六四・一六～六六・六七	二五〇・四七
	後	六六・六七～二五二・一六	〇〇・一〇〇四

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十六日から二週間中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十六日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
関市下有知字下中野六四五三番一六から美濃市大字志摩字下西田一五一番二まで	二四・五〇～一一一・〇〇	一・七九〇

四　指定する期日　平成二十七年十二月十六日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部二八〇円（本体二六〇円）　（配送料別）